

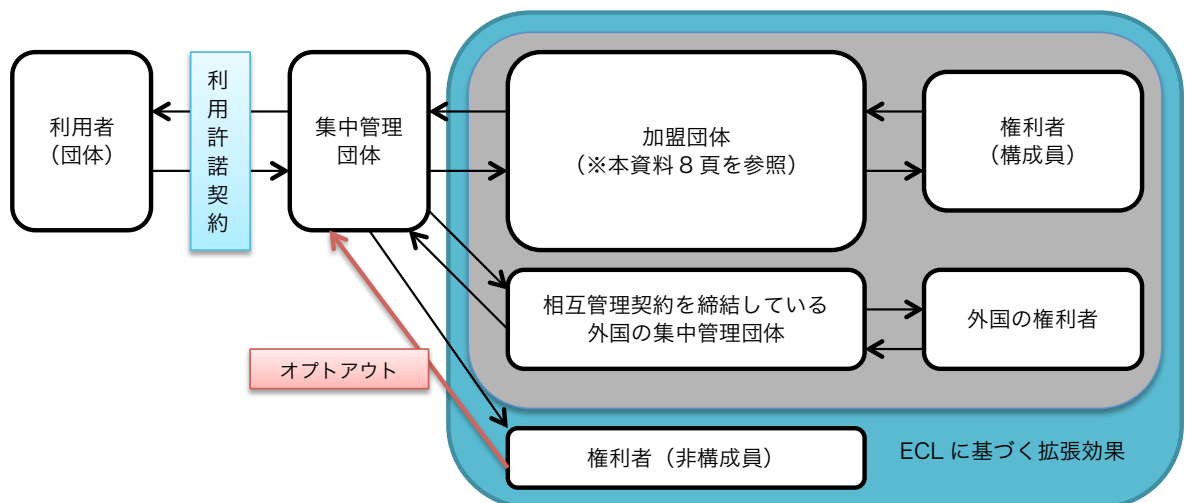
2014 年 10 月 20 日

## 北欧諸国の著作権法におけるアーカイブ関連の制度 -拡大集中許諾制度を中心に-

日本学術振興会特別研究員 PD  
小嶋 崇弘

### I. はじめに

拡大集中許諾制度（Extended Collective License: ECL）とは、著作権法の規定（ECL 規定）に基づき、著作物の利用者（又は利用者団体）と大多数の著作権者を代表する集中管理団体との間で自主的に行われた交渉を通じて締結された著作物利用許諾契約（ECL 契約）の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者（非構成員）にまで拡張して及ぼすことを認める制度である。



### II. EU 孤児著作物指令<sup>1</sup>（2012 年）との関係

同指令 1 条 5 項では、本指令は、加盟国における権利の管理に関するいかなる取り極めも妨げないと規定している。また、前文 24 段落においては、本指令は、大量デジタル化等のために行われる拡大集中許諾、代理又は譲渡の法律上の推定、集中管理又は類似の取り極め、これらの組合せといった権利の管理に関する加盟国の取り極めを妨げないと規定している。したがって、拡大集中許諾制度等の権利の管理に関しては、加盟国の裁量に委ねられている。

前文 4 段落では、本指令の対象から除外されている絶版著作物等の利用に関して、2011 年の「絶版著作物のデジタル化及び利用のための基本方針に関

<sup>1</sup> Directive 2012/28/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 on certain permitted uses of orphan works, OJ L 299, 5-12.

する覚書<sup>2)</sup>（以下、覚書）に従い、絶版著作物の利用を許諾するために、利用者、権利者、集中管理団体の間で自発的になされる合意を促進することが規定されている。したがって、本指令と覚書は補完関係にある。

覚書は、欧州委員会の「Digital Agenda for Europe」の一部を構成するものとして、図書館を代表する団体と出版者、著作者、及び集中管理団体との交渉を通じて合意された取り極めである。覚書は、自発的な集中許諾を通じて、絶版となった書籍及び雑誌をデジタル化し、公衆に提供することを定めている。具体的には、公にアクセスすることが認められている文化機関に所蔵される絶版著作物のデジタル化及び公衆への提供を可能とするために、著作者及び出版者等の全ての当事者との間で自発的な合意がなされることとされている（原則 1）。その際に、許諾を行うことができるのは、当該合意の影響を受ける著作者及び出版者の相当数を代表する集中管理団体に限定されている（原則 2(1)）。権利者が集中管理団体の構成員ではない場合であっても、当該分野の著作権を管理する集中管理団体は非構成員の著作権を管理しているとの推定されることが規定されている（原則 2(4)）。権利者は、ライセンスの対象から自己の著作物を除外するように求めるオプトアウト権を有することとされている（原則 2(5)）。

以上のように、覚書は、北欧諸国で導入されている拡大集中許諾制度と共通する要素を多く含んでいるといえることができる。もっとも、覚書は法的拘束力を有するものではなく、覚書の内容が実行に移されるためには、当事者の合意がなされること、及び、加盟国において必要な法的な手当がなされることが前提となる<sup>3)</sup>。

孤児著作物指令は、2012年10月27日に発効しており、加盟国は、2014年10月29日までに国内実施を行うことを義務づけられる（9条）。北欧諸国でも、同指令の国内実施を行うための法改正が議会を通過しており、本年10月末に発効することになっている。

### Ⅲ. 拡大集中許諾制度の位置づけ（デンマーク著作権法）

#### 1. 権利制限

デンマーク著作権法 16 条 1 項は、公共アーカイブ、公共図書館、公共団体から全部又は一部の資金援助を受けるその他の図書館、国立博物館・美術館、博物館法に基づいて指定を受けた博物館・美術館は、非営利目的であることを条件に、以下の行為を行うことが認められる。

- ・バックアップ及び保存を目的とした複製物の作成（同 2 項）
- ・所蔵資料の一部が欠落している場合の、通常取引を通じて又は出版者から入手不可能な資料の欠落部分の複製物の作成（同 3 項）

---

<sup>2</sup> Memorandum of Understanding: Key Principles on the Digitisation and Making Available of Out-of-Commerce Works, Brussels, 20 September 2011.

<sup>3</sup> Uma Suthersanen & Maria Mercedes Frabboni, *The Orphan Works Directive*, in *EU COPYRIGHT LAW: A COMMENTARY* 663 (Irina Stamatoudi & Paul Torremans eds., 2014).

- ・図書館の所蔵資料とされるべきであるが、通常取引を通じて又は出版者から入手することが不可能な状況にある公表著作物の複製物の作成（同4項）
- ・公表された資料の法定納本に関する法律の規定に基づく複製物の作成（同5項）
- ・同3項ないし5項に基づいて作成された複製物又は法定納本に関する法律に基づいて納本された複製物の利用者に対する貸出し（映像の録画、デジタル形式の複製物、録音物の複製物は対象外）（同6項）

さらに、16a条は、16条1項で規定される施設内で、公表された著作物を技術的装置の手段によって、個人的な閲覧又は研究を目的として個人に利用可能とすることが認められている（同1項）。ただし、法定納本に関する法律に基づいて寄託された複製物に関しては、王立図書館、州立及び大学図書館、デンマーク映画協会に限り、個人に対して利用可能とすることができる（同2項）。2項で規定される施設は、ラジオ及びテレビで放送された著作物、映画の複製物、及び、電子通信回線を通じて公表された著作物で、法定納本によって寄託された著作物の複製物を、通常取引を通じて入手不可能な著作物について、研究を目的として伝達及び引き渡すことができる。当該複製物を目的外で利用することはできない（同3項）。

## 2. 拡大集中許諾制度

権利制限規定の対象を超える利用については、拡大集中許諾制度に基づいて行うことができる。デンマーク著作権法16b条によれば、拡大集中許諾に関して50条が規定する要件が満たされた場合、公立図書館及び公的な資金援助を受けているその他の図書館は、利用者の求めに応じて、新聞記事、雑誌、複合作品、書籍及びその他の公表著作物の抜粋を、デジタル形式で複製することができる。

テレビ・ラジオ放送に関しては、同50条の要件が満たされる場合、国営放送局は、2007年1月1日以前に放送された自局で制作した番組（資金提供をした番組を含む）を再放送、又は、公衆に伝達することができる。

さらに、個別のECL規定の対象とされていない利用についても、一般ECL規定（50条2項）に基づいて拡大集中許諾制度の利用が認められる。

## 3. 入念な調査を条件とする権利制限（EU 孤児著作物指令の国内実施）

デンマークでは、2014年法改正（同年10月29日施行）により、著作権法に独立した章（6b章）を設け、指令の国内実施に必要な規定が置かれている。例えば、事前の入念な調査を行うことを条件に、一定に範囲で権利制限が認められる（もっとも、本資料作成時点では、条文の英訳は公開されていないため、詳細については更なる調査を要する）。

## IV. 拡大集中許諾制度の基本構造

### 1. 実施主体の適格性

(a) 代表性

集中管理団体が、拡大集中許諾契約の当事者となるためには、国内において利用される著作物の著作権者の相当数 (substantial number) を代表していなければならない (DCA50 条 1 項)。

もともと、実際には、ECL 契約の窓口となる集中管理団体が個々の権利者から直接著作権等の管理を委託されているわけではなく、集中管理団体の加盟団体が権利者から管理委託を受けている (間接代表)。

(b) 政府による認可 (スウェーデンを除く)

集中管理団体は政府 (文化大臣) から認可を得なければならない (DCA50 条 3 項)。大臣は、複数の団体が共同することにより代表性要件を満たす場合にも、認可を与えることができる。

※複数の管理団体に適格が認められるか?

デンマークでは、2008 年改正で、適格を有する集中管理団体を一つに限定する規定が削除された。改正の理由として、拡大集中許諾制度の性質上、一つの団体に限られることは当然であり、明文で規定することは不必要であるとされた。

また、適格が認められる集中管理団体を一つに限定する法制度は、「域内市場におけるサービスに関する指令<sup>4</sup>」16 条に違反するおそれがあると指摘されている。同指令は、EU 域内のサービス分野の取引における法律上及び行政上の障害を取り除くことを目的とするものであり、16 条は、自国におけるサービス活動への自由なアクセス及び活動の自由を確保しなければならないと規定する。なお、17 条は、16 条の義務の適用除外を規定しているが、欧州委員会の解釈によれば、集中管理団体は適用除外の対象に含まれないとされている。

なお、フィンランドは、複数の集中管理団体に適格が認められるとする明文の規定を有している。その場合、法的安定性は、政府の認可制度を通じて確保されていると指摘されている。

## 2. ECL 契約の成立

拡大集中許諾制度を利用するためには、集中管理団体と利用者 (団体) の自主的な交渉を通じて ECL 契約の合意がなされることが前提とされている。集中管理団体は、ECL 契約に合意しないという選択肢も有している。

拡大集中許諾制度において利用可能となる著作物の種類及び利用範囲、使用料額は、当該合意により定められる。したがって、同制度は柔軟性に長けると評価されている。

---

<sup>4</sup> Directive 2006/123/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on services in the internal market, OJ L 376/36. 同指令に関しては、庄司克宏編『EU 法 実務編』(岩波書店・2008 年) 25 頁以下を参照。

### 3. ECL 契約の内容が著作権法上の ECL 契約の範囲内であること

拡大集中許諾による拡張効果が生じる範囲は、著作権法上の ECL 規定の対象となる著作物及び利用態様に限られる。仮に契約当事者が ECL 規定より広い範囲の利用行為について合意をした場合でも、ECL 規定を超える部分に拡張効果は生じない。

#### (a) 個別 ECL 規定

拡大集中許諾制度の利用が認められる著作物の種類及び利用態様は、国ごとに異なる（詳しくは図 1 を参照）。

#### (b) 一般 ECL 規定

デンマークでは、2008 年改正で、一般 ECL 規定（50 条 2 項）が導入された。これは、図書館、博物館、国営放送のアーカイブに所蔵される資料のデジタル化を行う際に障害となる権利者不明著作物問題を解決するために導入された。個別 ECL 規定の受け皿として機能する。

なお、スウェーデンも 2013 年改正で一般 ECL 規定を導入した（SCA42h 条）。

### 4. 使用料の分配方法

使用料の分配方法には以下の 3 つの方法がある。

- ①管理団体から個々の権利者に直接分配する方法
- ②管理団体から加盟団体に分配された後に、加盟団体が個々の権利者に分配する方法
- ③集合的分配

デンマークでは、このうち②が一般的であるとされる。Copydan の内部規則によれば、加盟団体は、可能な限り、管理分野における著作物及び実演の利用実績を反映した形で、個別の分配を行うことが要請されている。集合的分配が例外的に認められるのは、権利者に個別に報酬を分配するために必要となる費用が管理団体から受け取る報酬の総額に対し不均衡に高い場合、又は、分配の対象となる権利者の数が多く、平均的な分配額及び最も高い分配額が極めて小さい場合に限られる。集合的分配を行う場合、加盟団体は管理団体に対して、具体的な理由とともにその旨を通知しなければならない<sup>5</sup>。

### 5. 非構成員の利益を保護するための制度

#### (a) オプトアウト権

デンマーク著作権法では、4 つの ECL 規定（24a 条、30 条、30a 条、50 条 2 項）に関してのみ非構成員によるオプトアウトが認められている。それ以

---

<sup>5</sup> Thomas Riis & Jens Schovsbo, *Extended Collective Licenses in Action*, 43 IIC 930 (2012).

外の場合、非構成員はオプトアウト権を行使することが認められておらず、個別の使用料請求権の行使が認められるにすぎない（強制拡大集中許諾と称されることがある）。

また、条文上オプトアウト権が認められている場合でも、実際に非構成員がオプトアウト権を行使することは困難である。非構成員は、自身の著作物が利用されているという情報、又は、オプトアウト権が認められているという著作権法に関する知識を有していない場合が多いとされる（事実上の報酬請求権化）。

現行制度においては、集中管理団体に対して ECL 契約の内容等について情報開示を行うことは義務づける規定は存在しておらず、自主的な開示に委ねられている。

#### (b) 待遇に関する平等原則

非構成員は、使用料額について、構成員と同等の待遇を受ける権利が保障されている（DCA51 条）。使用料の分配は、ECL 契約に条項が存在する場合を除き、集中管理団体の内部規則に基づいて分配が行われる。

#### (c) 個別の使用料請求権

ECL 契約において合意された使用料額、又は、集中管理団体の内部規則に基づく使用料の分配方法に満足しない非構成員は、個別に使用料を請求することができる（DCA51 条）。使用料請求権は、集中管理団体に対して行使することになっており、利用者に直接請求することはできない。また、使用料請求権の行使は、著作物の利用がなされたときから 3 年以内に行わなければならない。

#### (d) 調停又は仲裁

使用料額の算定について非構成員と集中管理団体の間で合意が得られない場合、当事者は著作権ライセンス審判所に申立てを行うことができる（DCA47 条）。

## V. 拡大集中許諾制度の運用例（アーカイブ関連）

### 1. ノルウェー国立図書館による所蔵資料のオンライン公開

ノルウェー国立図書館による、20 世紀の所蔵資料（約 250,000 点）をデジタル化し、ノルウェーの IP アドレスを有するユーザーにインターネットを通じて無償で公開することを目的とする事業（Bookshelf<sup>6</sup>）。2012 年秋の段階で、既に 60,000 点の資料が公開されている。ただし、印刷及びファイルのダウンロードは認められていない。

本事業は、2009 年に国立図書館と KOPINOR の間で締結された ECL 契約に基づいて行われている（2012 年には事業を継続発展させるための新たな契約が締結された）。国立図書館は、1 頁あたり年間 0.36 ノルウェークローネ

---

<sup>6</sup> <http://www.nb.no/>.

(2012年までは0.56NOK)をKOPINORに支払うことになっている(2012年までに支払われた金額の合計は約65万NOK)。

## 2. デンマーク公共放送機関による番組アーカイブのオンデマンド配信及び再放送

2008年、デンマークの公共放送機関DRは、同機関のアーカイブに保存されている過去にDRが制作した番組(DRから委託を受けて制作された番組を含む)の一部を、ユーザーにオンデマンド配信する事業を開始した(サービス名: Bonanza<sup>7</sup>)。同事業は、ラジオ及びテレビ放送のアーカイブに関する規定(DCA30a条)に従って、集中管理団体Copydan ArchivesとDRの間で締結されたECL契約に基づく。同契約では、DRが新たに制作する番組にアーカイブに保存されている番組を素材として挿入することも認められている。この契約では、DRがCopydan Archivesに対して年間の固定費を支払い、Copydan Archivesは受け取った使用料を全て構成員である権利者団体に分配することになっている。各権利者団体は、Copydan Archivesから分配された使用料を、個々の権利者に分配する。

さらに、2009年に結ばれた新たな契約により、DRは、アーカイブに保存されているテレビ番組を、アーカイブ放送専門のチャンネル(DR K)において再放送することが可能になった。

## 3. 子供向けのオンライン図書館サービスにおけるブックカバー画像の利用<sup>8</sup>

デンマーク国内の各図書館の子供向けのデジタルサービスを統合したウェブサイト(PallesGavebod<sup>9</sup>)では、拡大集中許諾に基づいて、子供向け図書のブックカバーをデジタル化し、ウェブサイト上で公開している。同プロジェクトは、2008年に立法された一般ECL規定の活用例であり、国内の図書館の連合とCopydan Fine Arts及びCopydan Writingの三者の間で締結されたECL契約に基づいて著作物の利用が行われている。図書館は、管理団体に対して年間15,000デンマーククローネを使用料として支払うことが規定されている。なお、ブックカバー画像の利用に際しては、ウェブサイト上で表示する際に変更を加えないこと、及び、指定された画像解像度で表示することが条件とされている。

## VI. 拡大集中許諾制度に対する識者の評価

### 【利点】

- ・事前の入念な調査を要することなく、大量の著作物を利用するための許諾をワンストップで得ることができる(利用者にとっての取引費用の削減)
- ・権利者に対して著作物の利用を禁止する意思表示を行うことを要求するというオプトアウト制度へのデフォルトルールの変更

<sup>7</sup> <http://www.dr.dk/Bonanza/>.

<sup>8</sup> Marcella Favale et al., *Copyright, and the Regulation of Orphan Works: A comparative review of seven jurisdictions and a rights clearance simulation*, 64, UK Intellectual Property Office, 2nd July 2013.

<sup>9</sup> <http://www.pallegavebod.dk/>.

(Google Book 和解答に類似)

- 相当数の権利者によって受け入れられた契約に基づいて著作物が利用されることは、コンテンツ提供者との関係で交渉力に劣る個人の著作権者の利益を促進する
- 当事者の事情に応じて、利用対象となる著作物の範囲、利用形式、使用料額を調整することが可能 (柔軟性の高さ)
- 公衆にとって、外部効果を有する著作物の利用が促進される
- 法的確実性が高いため、リスク回避的な公の文化機関による著作物の利用を促進させることにつながる

### 【問題点】

- 著作物の使用料額等の条件が非営利の文化機関にとって望ましいものとなるとは限らない
  - 使用料は市場の状況を反映して決定される。司法及び行政が政策的観点から介入する余地は限定的
  - 大量の著作物を長期間利用するためには、使用料の総額が高騰する可能性がある (例えば、図書館による所蔵資料の公開や放送機関による番組アーカイブの公開)
- 権利者不明著作物を利用するための使用料が集中管理団体に支払われることの正統性
  - 権利者不明著作物の大部分について使用料の請求が行われない可能性が高い
- 拡大集中許諾制度を管理するための費用が過大となる可能性
  - 集中管理団体は、権利者の所在を探索し、使用料の分配を行うための費用を負担しなければならない
  - 拡大集中許諾制度に基づく拡張効果は、国内法の規定に基づくものであるため、国境を超えて著作物が利用される場合には及ばない

《参考》 Copydan Archives の加盟団体

Akademikerne (Danish Confederation of Professional Associations)  
Animationssammenslutningen (Danish Animation Society)  
Dansk Artist Forbund (Danish Artist Union)  
Danske Dramatikere (Danish Playwrights' and Screenwriters' Guild)  
Dansk Filmfotograf Forbund (Danish Association of Cinematographers)  
Danske Filminstruktører (Association of Danish Film Directors)  
Dansk Forfatterforening (Danish Authors' Society)  
Danske Jazz- Beat- og Folkemusik autorer (Danish Jazz, Beat and Folk music Authors)  
Danske Populærautorer (Danish Songwriters Guild)  
Dansk Journalistforbund (Danish Union of Journalists)  
Dansk Kapelmesterforening (Danish Conductors Association)  
Dansk Komponist Forening (Danish Composers' Society)  
Dansk Metal (Danish Metalworkers' Union)  
Dansk Musiker Forbund (Danish Musicians' Union)  
Dansk Musikforlæggerforening (Danish Music Publishers' Association)



Dansk Skuespillerforbund (Danish Actors' Association)  
Danske Skønlitterære Forfattere (Danish fiction writers)  
Film- og TV-arbejderforeningen (Danish Film and TV Workers' Union)  
Filmret (Center for Rights of Danish Film and TV Producers)  
Foreningen af Danske Sceneinstruktører (Association of Danish Stagedirectors)  
Forlæggerforeningen (Danish Publishers Association)  
Fællesrådet for Udøvende Kunstnere (Danish Council of Performing Artists'  
Organizations)  
Gramex (Performing Artists and Record Companies)  
IFPI Danmark (The International Federation of the Phonographic Industry,  
Denmark)  
KODA (Composer Rights in Denmark)  
KODA Dramatik  
NCB (Nordisk Copyright Bureau)  
Producentforeningen (Danish Producers Association)  
Danske Scenografer (The Association of Danish Stenographers)  
Teknisk Landsforbund (The Danish Association of Professional Technicians)

本資料では、紙幅の関係上、今回の追加調査で新たに参照した文献のみを引用した。その他の引用文献については、情報通信総合研究所『平成24年文化庁委託事業 諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書』（情報通信研究所・2013年）76頁以下を参照。なお、本調査は、各国政府により公開されている著作権法の英訳及び英語文献に基づいて行ったものである。

図1 拡大集中許諾制度の比較

	政府認可の要否	利用態様 (括弧内の数字は条文番号)	未公表著作 物への適用	調停・仲裁 制度の利用	オプトアウト 権の有無
デンマーク	○	教育機関における複製（映画の著作物、コンピュータ・プログラムを除く）（13）	×	調停	×
		公の機関・企業・他の組織による内部利用を目的とした複製（14）	×	調停	×
		図書館によるデジタル複製（16b）	×	調停	×
		視聴覚障害者のための放送の録音録画（17第4項）	×	調停	×
		美術の著作物の複製（24a）	×	調停	○
		一次放送（30）	×	調停＋仲裁	○
		放送機関のアーカイブに保存されたテレビ番組の利用（30a）	×	仲裁	○
		有線再放送（35）	×	調停	×
		一般規定（50第2項）	○	仲裁	○
フィンランド	○	写真複製一般（13）	×	仲裁	×
		公の機関・企業・他の組織による内部利用を目的とした複製（13a）	×	—	○
		教育及び科学研究のための利用（14）	×	仲裁	○
		アーカイブ、図書館、博物館による特定の利用（16d）	○	—	○
		美術の著作物（25a）	×	—	○
		一次放送（25f）	○	—	○
		アーカイブに保存された番組及び出版物の複製及び公衆への伝達（25g） 【2013年改正】	×	—	○
		有線再放送（25h）	×	仲裁	×
		実演に関する有線再放送（45a）	×	仲裁	×
ノルウェー	○	教育目的の利用（13b）	×	調停	×
		公の機関・企業・他の組織による内部利用を目的とした複製（14）	×	調停	×
		アーカイブ、図書館、博物館における利用（16a）	×	調停	×
		障害者のための特定の形式での複製（17b）	×	調停	×
		一次放送（30）	×	調停	○
		放送機関のアーカイブに保存されたテレビ番組の利用（32）	×	調停	○
		番組の有線再放送（34）	×	調停＋仲裁	×
スウェーデン	×	公の機関・企業・他の組織による内部利用を目的とした複製・公衆送信・実演（42b）	×	調停	○
		教育機関における複製(42c)	×	調停	○
		アーカイブおよび図書館に所蔵された著作物の特定の形式の複製及び公衆への伝達（42d） 【2013年改正】	○	調停	○
		一次放送及び公衆への伝達(42e) 【2013年改正】	×	調停	○
		ラジオ、テレビ番組に含まれる著作物の再送信（42f）	×	調停	×
		一般規定（42h） 【2013年改正】	×	調停	○